

私たちはボランティア精神のもと
「市民後見人」として、地域社会に貢献することを目指します。

会報/市民後見人の会 No. 123

2018年2月23日発行 通巻No.133

創刊2007年2月27日

発行/特定非営利活動法人 市民後見人の会

〒140-0014 東京都品川区大井 1-15-1 品川成年後見センター分室3階

TEL : 080-3912-3259 (通話専用 月～金曜日の10時～16時の間対応します。)

TEL&FAX : 03-6303-8265

MAIL : npokouken@gmail.com HP : <http://www.shiminkoukenninnokai.jp>

◆月曜カフェ◆

1月29日(月)、品川区役所第二庁舎3階「啓発展示室」に於いて第6回月曜カフェが開かれました。本会会員22名が参加し10時から約2時間熱心に学習・討議を行いました。講師は本会監事の青木誠さん。昨年、青木さんはさいたま市で開かれたシンポジウム「ドイツの成年後見制度の実際～日本の市民後見活動に生かすヒント」(主催：首都圏市民後見推進会議、後援：ドイツ連邦共和国大使館・埼玉県・さいたま市他)に参加し、同シンポジウムの内容、感想等を分かりやすく語って頂きました。

ドイツ(人口8,100万人、法定後見130万件、任意後見60万件、市民後見57%、職業後見43%)と日本(人口1億2700万人、法定後見19万件、任意後見2万件、市民後見はごくわずか)の違いはどこにあるのか。「関係者が後見の必要性を感じたら、誰でも市役所後見管理局に申し出て裁判所に申立を行う」といった制度上の違い、文化・宗教等の社会背景の違い等を熱く語って頂きました。



◆寄付10万円◆

この度、久光製薬(株)より本会に対して10万円の寄付を頂くこととなり、今月20日、高原事務局長が寄付金目録贈呈式に出席してきました。これは、社会貢献活動を推進している同社「ほっとハート倶楽部」が、本会の活動趣旨に賛同したことによるものです。応募のきっかけは、昨年本会に入会した同社社員の池田昌弘会員からの紹介でした。感謝致します。

◆ 2015(平成27)年 ◆ ～回顧10年⑧～

NPO 法人市民後見人の会・理事長 古賀忠壹

1月24日から始まった平成26年度の市民後見人養成講座は、募集定員30人のところ40人近い応募があった。これは、会報「市民後見人No.85～87」(前年10～12月発行)で連続して会員に受講生の発掘をお願いする記事を掲載したり、区報、ケーブルテレビ、コミュニティーペーパーで宣伝してもらった結果で、ひとまず、ホッとしたものの今後、年に二つの講座の共存共栄は可能か、頭の痛い課題が残った。

11月1日、東京家庭裁判所から2008年夏に本会が初めて後見人を受任した女性が死亡した。93歳。7年超のお付き合いだった。

私たちは、被後見人らの個人情報を守るため必要時以外は、対象者の氏名を受任した順に「番号」で呼んでいる。会の事務所などで会員同士が会話する場合、この女性は「1号さん」だ。比較的資産があったので区外の有料老人ホームで暮らしていた。

当会は、対象者1人に正・副、計2人の担当者が就く、担当者も対象者と共に歳を取る。途中で正・副、各1人が替り、難しい問題にぶつかると、担当者以外の会員も加わり対処してきた7年だった。法人後見なのでこうしたことができるが、個人で受任している市民後見人は、いろいろ私たち以上の苦労や悩みがあるだろう、と思う。この年の後見人等の受任件数は2件(累計30件)、被後見人等の死亡件数は4件(累計14件)となった。

10月5日にはマイナンバー制度がスタートした。

住民票の住所地に各自のマイナンバー通知カードが送付される。

しかし、当会が担当している成年被後見人らは独居者が多く、住所変更しないで一時的に高齢者施設や病院で生活している人もいる。本人不在の住民票上の住所にカードが送付されては、個人に付与された番号が漏れてしまうような事故が起きては困るので、区側と協議し対象者のカードを一括受取の申請をした。4人が対象となりうち3人が都外施設での暮らしを余儀なくされている。

身寄りなどがなく区長が裁判所に申立を行い、せつかく後見人が就いても区内の施設が不足しているため、「認知症になっても住み慣れた地域で、安心して暮らせない社会」の一つの現実がある。後見人が就くと高齢者は、地方の施設に追いやられてしまう…という批判を耳にする時がある。その批判に対し、今の私には反論することはできない。

私たちが目指す「認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる社会」実現のためには様々な課題があるが、被後見人の暮らしている自宅や施設へ市民後見人が徒歩や自転車、あるいは区内を巡る路線バスを利用して短時間でいけるような街づくりもその課題の一つと思う。

東京オリンピックが終われば、団塊の世代が後期高齢者になる2025年もすぐだ。その時の社会の有り様はどうなっているのだろうか。

◆平成 29 年 1 月度理事会報告◆

1. 開催日時 平成 30 年 1 月 15 日（月）17 時 00 分～19 時 20 分
2. 開催場所 品川区本会事務所
3. 出席理事 古賀忠壹理事長（議長）、高原三平事務局長、朝倉鈴子、安齋実、國枝園子、澤谷義則、杉谷徹夫、高橋宣子、中越勝各理事
4. 欠席理事 大岡朋子
5. オブザーバー 青木誠、小松統各監事、金城清会報編集人

<年頭あいさつ> 古賀理事長より以下の挨拶があった。

「本年は本会設立 10 周年であり、その記念行事を成果のあるものとしたい。皆さんの協力をお願いしたい。本会は組織が落ち着き活動資金も基礎固めが整ってきた。皆さんに感謝したい。今年の総会では、役員人事がある。現行の役員数で進めるかを含めて議論を深めたい。」

<協議事項>①設立 10 周年記念事業について、後援、シンポメンバー、パーティ招待者等について協議した。

<報告・連絡事項>① 監督人・後見人等連絡会について報告があった。主な事項は、(イ) 新事件について、(ロ) 緊急連絡先についてだった。

- ② 今月の後見報告書等について報告があった。
- ③ 4 号被成年後見人の死亡について連絡があった。
- ④ 総会に向けての日程について連絡があった。監事監査は 4 月 16 日。
- ⑤ 平成 29 年度市民後見人養成講座について申込状況等の報告があった。
- ⑥ 各部会・事務局の委員名簿の報告があった。（平成 30 年 1 月 8 日現在）
- ⑦ 入居契約書等（病院含む）の原本は、各担当が後見部会に提出し、それを部会は保管（社協設置キャビネット）する旨の連絡があった。
- ⑧ 中期日程表について連絡があった。
- ⑨ 第 3 回勉強会（2 月 17 日）の連絡があった。
- ⑩ 会員名簿を作成するときの注意事項（個人情報保護法に基づく）について連絡があった。
- ⑪ 本年の八潮祭りへは不参加とする。11 月 3 日開催予定の文化的活動へ加わる予定。

<今後の予定>

- ・市民後見人養成講座 2 月 10 日、11 日、18 日、24 日、3 月 4 日、11 日
- ・「地域につながるみんなのくらし展」2 月 25 日（日）
- ・月曜カフェ 2 月 26 日（月）10 時 00 分 （記 高原）

今月 17 日（土）、後見部会主催の勉強会が開催されました。22 名の会員が参加し、2 件の後見担当実務報告、いくつかのケーススタディについて 4 グループに分かれ熱く語り合いました。その後は懇親会も行われ、会員同士の親睦を深めることが出来ました。詳細は次号でご紹介します。（編集 金城 清）